

令和元年9月25日

県土整備部が発注する建設関連業務の条件付き一般競争入札について

本県の建設業行政については、平素から御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

県では、建設関連業務の発注に当たり、公正な競争と適正な価格での契約を推進するため、令和元年10月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。（令和元年10月1日から入札公告又は指名通知の案件に適用します。）

記

1 対象業務

設計額が1千万円以上の全ての業種（測量業務・建築関係建設コンサルタント業務・土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償関係コンサルタント業務、複合業務を含む）が対象となります。

また、対象業務のうち、建築及び土木関係建設コンサルタント業務に係る設計業務については総合評価落札方式の条件付き一般競争入札、それ以外は価格競争の条件付き一般競争入札となります。

2 その他

制度の詳細は各要領で定めており、当ホームページに掲載しています。

- (1) 青森県県土整備部建設関連業務条件付き一般競争入札事務取扱要領
- (2) 青森県県土整備部建設関連業務条件付き一般競争入札における管理技術者及び照査技術者の資格等を定める要領